

P3 公共交通対策事業

「若草大橋有料道路の通勤時間帯における無料措置」について

この事業は、町の長年の課題であります「栄橋」の、特に朝の通勤・通学時間帯の渋滞緩和を目的に実施するものです。実施期間は、9月1日から12月31日までの4カ月間で、若草大橋有料道路の朝6時から8時までの通行料を全車種・上下線とも無料にしまして、栄橋の通行車両を若草大橋有料道路に分散させ、栄橋の渋滞緩和を図る調査・検証を行うものです。

無料措置効果のイメージ図をご覧くださいますと、栄橋の渋滞は、朝の通勤ラッシュ時間帯に利根町民に加え、上の青丸囲みにありますように、龍ヶ崎や牛久方面、また、稲敷方面から、東京・千葉方面への通勤・通学のために、県道千葉・竜ヶ崎線を通して、通勤・通学先に向かうことから、栄橋において車両が集中し、渋滞が発生すると考えております。

この渋滞対策として平成18年に建設された若草大橋有料道路ではありますが、有料であることなどを理由に、渋滞緩和に目立った効果が現れておりません。このため、町では、朝の通勤時間帯の通行料

を無料にすることで、赤の矢印のように若草大橋有料道路へ車両を分散させて、栄橋の渋滞緩和を図りたいと考えております。

町では、4カ月間の無料措置実施後、措置期間等に行った交通量調査やアンケート調査の結果を、町民の代表者や交通事業者、また、公共交通の学識経験者などで構成する「利根町地域公共交通会議」にて効果検証を行いまして、その検証結果をもとに、費用対効果などを考えながら、来年度以降の無料措置の実施について検討してまいります。

P4 シティプロモーション事業

都営地下鉄浅草線における町のPR 広告掲出について

こちらは、町外の方に、町の認知度や魅力度の向上を図り、町への移住者、定住者の獲得、また関係人口・交流人口の増加を目的としたシティプロモーション事業の一環です。

電車内への掲示期間は本年10月1日から、来年3月31日までで、電車連結部わきの広告スペースに掲示しています。

PR 広告を掲出している都営地下鉄浅草線は、北総鉄道にも乗り入

れており，比較的利根町最寄りの地域のみなさんの目にも留まることが期待できます。

P5 障害者プラン策定事業

この事業は，国や県の基本指針に基づき，町の障害者や障害児，難病手当受給者の状況及びニーズを把握し，障害福祉における支援について，令和3年度から令和5年度までの障害者プランを策定するものです。

当事者や町民を対象とした調査の結果や，事業所の実態調査，策定委員の意見，町の現状を踏まえたうえで，基本理念である

「ニコニコと安心して暮らせる明るいまち」を目指す計画を策定してまいります。

P6 高齢者等買い物弱者移動販売事業

通称「移動販売 福の助商店」です。

この事業は，生活必需品の購入に不便を感じている高齢者が，地域で安心して暮らせるよう，食料品や日用品等の移動販売を実施して

いるもので、水郷つくば農業協同組合に業務委託しております。

運行日は、年末年始・年度末・祝日を除いた、毎週火曜日と木曜日で、1 拠点あたり20分から30分程度停車し、町内32拠点を回っております。

今後も販売場所や実施回数を検討しながら、事業の拡大を図っていきたいと考えております。

P7~8 在宅医療・介護連携推進事業

利根町は取手市、守谷市と共に取手市医師会と連携し、高齢者が医療と介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で長く暮らし続けられるよう、医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーなど多職種の専門職と協働して在宅医療と介護の連携体制づくりに取り組んでおります。主な取り組みとしましては、多職種協働でネットワークを強化し、在宅医療を支える土台づくりを行うこと、地域資源を最大限に活用する仕組みづくりを構築することであり、今年度はより効率的な情報共有を可能とする「いきいきi ネット」の導入を開始いたしました。利用者登録数は、10月現在で55名です。厳重なセキュリ

ティーの元，良好で迅速な情報連携により，在宅療養の高齢者に質の高い支援を提供することを目的としております。今後も，地域の課題を把握し，多職種連携の推進を図ってまいります。

P9 妊娠・出産祝い品支給事業

こちらは，令和2年4月1日より開始した新規事業です。

妊娠時に母乳育児用品を支給し，出産後には町内共通商品券を支給することで，産前産後の母親の不安軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。

P10 町内産日本酒製造事業

この事業は，酒造会社に委託し，町の圃場で栽培された酒米「ひたち錦」を使用した日本酒を製造するものです。

昨年9月に町内の生産者に栽培をお願いし，4月中旬に酒米「ひたち錦」の種まきを，5月上旬には，田植えを実施いたしました。

栽培管理については，つくば地域農業改良普及センターにご指導いただき，9月末に収穫を終えました。

現在は、ラベルのデザイン、ビン等の選定をしており、年明けには仕込みを始め、3月ごろに完成する予定です。

完成後は、町内産の米で作成した炊飯米パックと合わせて町のPRを行い、特産品としてもPRしていきたいと考えております。

P11 空き店舗活性化支援事業

現在、利根町の商店街は、経営者の高齢化や後継者不足などを理由に閉店し、長年放置されている、いわゆる「空き店舗」が多くあります。

こうした状況は、商店街の衰退だけでなく、地域経済の低下や町としてのイメージ低下にもつながってくるため、町としても対策を講じなければなりません。

しかし、その対策が、単に空き店舗を埋めるだけの事業では意味がありません。「空き店舗を誰がどのように活用したら、魅力的な場の創出につながるのか。また、新たなまちの魅力として話題が拡散し、町内外から人を呼び込めるのか」を考え、外部専門家のアドバイスをいただきながら、商工会・町民と協働でプロジェクトを推進してまい

ります。

P12 道路改良工事事業

この事業は、安全かつ快適な道路環境の整備を推進するため、幹線道路の拡幅工事や、狭あい道路の拡幅工事を行うものです。

立木から大房地内の、町道112号線につきましては、通学路の交通安全対策として、道路の拡幅工事を行っております。

立木地内では、文間小学校入口から産業道路十字路までの、約920mにわたって道路の拡幅工事を行うもので、昨年度までに文間小学校入口から790mの地点まで工事が完了しております。左下の写真が、文間保育園南側付近の工事前と工事後の写真でございます。残りの区間につきましては、今年度、用地取得が完了したことから、来年度、道路拡幅工事を実施する予定となっております。

また、大房地内につきましては、文間小学校入口から、県道立崎羽根野線、大房十字路までの約260mの区間について、道路の拡幅工事を行うため、今年度は、地権者の方への用地交渉を行っております。

次に、町道1234号線外 立木寺内地区の、狭あい道路の拡幅事

業についてですが、緊急車両の通行を確保するため、平成30年度から事業を進めており、今年度は道路拡幅に向け、下流部の排水整備工事を行っております。

P13～14 大平地区計画策定業務

地区計画とは、共通した特徴を持つ地域ごとに、地区の特性に応じたまちづくりを行うためのルールを定めたものです。

昨年度改訂しました都市計画マスタープランにおいて、大平地区は「産業誘致を考慮した土地利用の検討を行う地区」として位置づけられており、本事業は、地区計画策定により、大平地区の特性にふさわしい良好な環境を形成することを目的としております。

本事業は令和2年度・3年度に及ぶ継続事業です。

今年度は、計画の方向性を定める「土地利用基本構想」の策定と、その実現に向けたプロセスの検討までを行う予定であり、町の上位関連計画や地区の概況等の整理、地区計画の内容についての関係課ヒアリング等を実施しております。

今後は、ディベロッパー等を対象に、大平地区における事業の可能

性等についてヒアリングを行うとともに、計画地区内の地権者の意向調査等を行うことで、地域のニーズを把握し、土地利用基本構想及び地区計画の策定につなげてまいります。

P15 語学指導事業

これからのグローバルな社会の中で活躍していくためには、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図っていく必要があります。

当町では、ALT を各小中学校に1名配置し、子どもたちが、授業だけでなく、日常的にネイティブな英語に多く触れられるようにしています。

また、当町の小学校は、教育課程特例校として、小学1年生から英語学習を実施しており、早い段階から、英語に自然と触れ、外国語に親しむことができます。

さらに、今年度より、進んで英語学習に取り組む気持ちを高めてもらえるよう、中学生を対象とし、その保護者に英語検定料の助成を開始いたしました。

10月末現在で、12名の申し込みとなっており、多くの生徒の英語学習に対する意欲向上につながるきっかけとなればと思います。

P16 小学校・中学校施設維持補修事業

子ども達が良好な学校生活を送れるよう、教育環境の充実を図ることを目的とし、今年度は文小学校、布川小学校及び利根中学校の音楽室にエアコンを設置いたしました。

各小中学校の全ての普通教室と利用頻度の高い図書室などの特別教室につきましては、平成27年度にすでに設置が済みですが、未設置の特別教室につきましては、計画的に整備を進めていきたいと考えております。

P17 文化センター管理事業

主なものとしまして、まず、多目的ホール舞台吊物更新工事です。

この工事は、設置から約35年が経過している舞台吊物設備の経年劣化による不具合や事故を防止するため、設備全般を更新するものです。工事は、来年1月上旬から3月末を予定しております。工事

期間中は、多目的ホールを使用することが出来ないため、利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

また、4月より公民館から文化センターへ施設の名称が変更となったことに伴い、施設内及び道路表示板等の修繕を実施いたしました。

P18 英語教室事業

英語サポートの第1歩として、楽しく遊びながら英語に触れ、英語への興味や関心を高めることを目的に実施しており、今年で3年目となります。参加対象は、町内の小学1年生から6年生となっております。

具体的な開催内容ですが、生きた英語を子どもたちに伝えるため、英語を母語とするALT2名と英語講師1名を講師として迎え、毎月1回から2回、図書館2階多目的ホールにて実施しております。英語の歌やゲーム、オンラインで行う外国人との交流などさまざまな内容で楽しく英語を学ぶことができます。

参加児童には出席カードを配付するなど、たくさんのお子様達に

参加してもらえそうな教室づくりを推進しております。

英語教室の様子は、町公式ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧になってください。

P19～20 公共下水道維持管理工事

当町の下水道普及率は87.7%と県内でも高い水準にあります。昭和51年から下水道事業を行っており、老朽化した污水管が多数ありますので、污水管の調査を行いながら、傷んでいる污水管の改築・修繕を行っています。

今年度は、污水管渠調査委託を立木・大房地内で行います。

これは、污水管が傷んでいないか污水管にテレビカメラを入れて調査を行うものです。

次に、下水道施設更生工事は、傷んでいる污水管の内部に新しい管を構築するもので、利根ニュータウン地区と利根フレッシュタウン地区、立木地内で行います。

また、利根フレッシュタウン北側の雨水路では、雨水路維持管理工事として昨年度から改築工事を進めております。

下の写真は、利根フレッシュタウン北側雨水路の改築済み区間の写真と、汚水管渠更生の前後の写真です。

P21 住民自治基本条例策定事業

自治基本条例とは、まちづくりにおける町民，議会，行政，それぞれの役割や責務を明確にし，まちづくりを進めるにあたっての基本理念等，利根町におけるまちづくりの規範となる事項を定める条例です。

自治基本条例の策定にあたっては，平成30年8月より「利根町自治基本条例検討委員会」を設置し，条例の検討を進めております。この委員会は公募委員，町内の各種団体，町議会議員，町職員，学識者の計16名で構成されており，委員一人ひとりから率直なご意見を出していただき，活発な意見交換を行っていただいております。

また，会議の中では，専門的な知識が必要となる場面もありますが，その時には，学識者の委員の方のお力をお借りしながら，一つ一つ条文の策定を進めていただいております。なお，検討委員会の詳細，議事録等につきましては，町公式ホームページにて公開しております

ので、ぜひ、ご覧いただければと思います。

これからの町政運営においては、町民、議会、行政が協働してまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」が重要であると考えております。自治基本条例は、そのための基盤となる条例であります。条例を策定して終わりということではありません。自治基本条例の策定は、「協働のまちづくり」を推進していくための第一歩であり、条例の策定後は、行政だけ、議会だけというのではなく、町民の皆様にもまちづくりの主体として積極的に参加していただき、共に利根町をより良い町にしていきたいと考えております。

P22～ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

こちらの交付金事業は、国の補正予算によるもので、町で行われる独自の新型コロナウイルス対策等の取り組みについて補正予算として追加したものです。新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図ることを目的とし、地域の実情に応じた様々な取り組みに充てております。

交付金の対象として実施する事業は56事業あり、そのなかから、いくつかの事業についてご説明いたします。

P24 防災活動支援事業

こちらは、災害時の避難所開設における分散避難体制の構築及び町内各地区における防災活動に関する感染防止対策を行う経費を補助するもので、避難所分散体制用の備品購入や、コロナ対策のための分散避難を想定した施設等整備補助金として各行政区に、100万円を上限として補助するものです。

P25 子育て世帯緊急支援給付金

こちらは、国の子育て世帯への臨時給付金に上乗せして、児童手当を受給している世帯に、お子様一人あたり1万円を支給し、子育て世帯への経済的支援をするものです。

P26 利根町新生児特別定額給付金支給事業

こちらは、特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児を持つ世帯への経済的支援を目的に、新生児一人あたり10万円の給付金

を支給するものです。

P27 高齢者等買い物弱者移動販売事業

こちらは、先程の主要事業の説明にもありました移動販売福の助商店の事業費の一部に充てており、移動の自粛や混みあう店舗を避けている高齢者や障害のある方等が安心して買い物ができるよう、安全な日常生活の確保に使われています。

P28～37 その他の交付金事業について

他にも、中小企業事業者や小規模事業者に対する助成金やプレミアム付き商品券の発行、学校における ICT 環境の整備や空調の整備など有効に活用し、事業の実施に取り組んでおります。